

実施方針（修正版） 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	5頁 第1 1(10)ア	<u>不動産登記等</u> 業務	<u>所有権移転</u> 業務
2	7頁 第1 1(12)ア	95%の金額（サービス購入料A－1）を、本施設の <u>引渡しを受けた</u> 後に一括で支払う。	95%の金額（サービス購入料A－1）を、本施設の <u>所有権移転</u> 後に一括で支払う。
3	7頁 第1 1(12)ア	割賦金利の合計額（サービス購入料A－2）を、本施設の <u>引渡し</u> から2024年（令和6年）9月末分までの分を第一回目とし、	割賦金利の合計額（サービス購入料A－2）を、本施設の <u>所有権移転</u> から2024年（令和6年）9月末分までの分を第一回目とし、
4	26頁 第5	また、本事業に関する紛争については、 <u>横浜地方裁判所 横須賀支部又は横須賀簡易裁判所</u> を第一審の専属管轄裁判所とする。	また、本事業に関する紛争については <u>横須賀簡易裁判所（横浜地方裁判所 横須賀支部）</u> を第一審の専属管轄裁判所とする。